

一時預かり事業勤務証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 \_\_\_\_\_

昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

2 事業の種類

\_\_\_\_\_ ※「裏面の事業の種類について」を参照し、該当の番号を記入してください。

3 設置（実施）主体 \_\_\_\_\_

4 運営主体 \_\_\_\_\_

5 実施場所

・住所 \_\_\_\_\_

・電話番号 \_\_\_\_\_

6 運営開始年月日 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

7 施設の名称、勤務期間等

名 称	勤務期間		総勤務時間数
	自	(昭・平) _____ 年 _____ 月	
至	(昭・平) _____ 年 _____ 月		
計	_____ 年 _____ 月		

注)裏面の「勤務条件について」を参照してください。

上記の者は、2に掲げる事業にて児童の保護に従事していたことを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

証 明 者 名 \_\_\_\_\_



証明書作成部署	_____
連絡先	_____

※証明書の記載内容確認ため、連絡をする場合があります。

「事業の種類について」

- ①児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業  
【適用期間：平成27年4月1日から】
- ②「一時預かり事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第28号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで】
- ③「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで】
- ④「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発日雇児発0930第1号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで】
- ⑤「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平20年11月28日雇児発第1128003号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで】
- ⑥「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日まで】
- ⑦「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日児発第445号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成7年4月1日から平成17年3月31日まで】
- ⑧「一時的保育事業の実施について」（平成2年6月15日児発第508号）に規定する「一時預かり事業」  
【適用期間：平成2年4月1日から平成7年3月31日まで】

「勤務条件について」

- ①平成3年4月1日以降の高等学校卒業（保育科は平成8年4月1日以降の卒業）で、2年以上の勤務経験者の場合
  - ・2年以上の勤務で総時間数が2,880時間以上を満たすこと。
- ②5年以上の勤務経験者の場合
  - ・5年以上の勤務で総時間数が7,200時間以上を満たすこと。

※複数施設での勤務の場合は、あわせて①または②の勤務期間を満たしている必要があります。複写してそれぞれの施設ごとに本証明書を作成してください。

注)書類作成上、ご不明な点は神奈川県次世代育成課までお問合せください。

神奈川県次世代育成課

電話045-285-0341

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時15分（祝日を除く）